

第6回 旭市都市計画審議会議事録

日時：平成24年11月19日(月)

午前10時00分から10時40分

場所：旭市役所3階委員会室

旭市都市計画審議会 次第

日 時 平成 24 年 11 月 19 日 (月)
午前 10 時～
場 所 旭市役所 3 階委員会室

1 開 会

2 任命書の交付

3 市長あいさつ

4 委員・職員の紹介

5 議 題

(1)会長の選出

(2)都市計画の概要について

資料 1

(3)その他

6 閉 会

第6回 旭市都市計画審議会

会議年月日 平成24年11月19日(月)

場 所 旭市役所3階委員会室

出席委員(10名) 小川又次 宮内保 小嶋卓 伊知地直
名雪博 林俊介 平野忠作 宝地兼次
木林浩司 飯嶋直子

市 長 明智 忠直

事務局 都市整備課 課 長 伊藤 恒男
" 主 幹 岩井 正和
" 主 査 浪川 正彦
" 副主査 林 一美
" 主 事 吉田 昌永

傍 聴 人 なし

開 会 平成 24 年 11 月 19 日午前 10 時 00 分

○岩井主幹

定刻前で前ではございますが、皆さんお揃いでございますので、さっそく旭市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私、本日進行を務めさせていただきます都市整備課の主幹の岩井と申します。

よろしく願いいたします。

それでははじめに、任命書の交付式を行いたいと思います。

任命書の交付につきましては、名簿順に自席の方へ伺いますので、そのままお待ち願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

(席順に、市長が任命書を交付する)

それでは次第に沿いまして進めさせていただきます。

最初に市長より一言ご挨拶を申し上げます。

○市 長

どうも皆さんおはようございます。

だいぶ朝晩寒くなってまいりまして、いよいよ冬が来たなあとそんな感じの季節になりました。

本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、この度は旭市都市計画審議会委員の改選にあたりまして、皆さん方には、快くお引き受けいただきましたことを、重ねてお礼申し上げたいと思います。

さて、旭市も合併後 8 年目を迎えているところであります。

新市のまちづくりについては、旭市総合計画に掲げる、人が輝き海とみどりがつくる健康都市旭、の将来都市像実現に向けて順調に進めているところであります。

しかしながらご承知の通り、今年の東日本大震災では、沿岸部を中心に津波による未曾有の被害をもたらし、本市においても死者 13 名、行方不明者 2 名のほか、住宅の全半壊など甚大な被害を受けているところであります。

現在、一刻も早い被災者の生活再建を第一に、市の復興計画に基づき復興元年ということの中で、市民一体となって各種施策に取り組んでいるところであります。

災害に強い安心安全なまちづくりを進めるためにも、都市計画によるまちづくりは重要と考えており、今後市内全域を視野に都市計画区域の見直しを図り、計画的なまちづくりを進めていきたいと考えているところであります。

都市計画は、都市のあり方を決定する最上位の計画であるとともに、住民にとっても、個々の権利に直接影響するものであると考えているものであります。

従ってその決定の過程においては、多様な視点から慎重、そして十分な検討を行なう必要があります。審議会の役割もほんとに大きい重要なものであると考えております。

皆さん方にも大変お忙しいところでありますけども、そういった意味を理解をいただきまして、これから旭の都市計画どういう方向で行くのかという部分を慎重に審議をしていただきたい、そんな様に思います。

本日は、審議案件はございませんが、初めての就任された委員さんもおりますので、後ほど事務局より都市計画制度について説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

簡単でございますけども、挨拶とさせていただきます。

ほんとうによろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○岩井主幹

それでは4番目の委員、職員の紹介ということで、このたびご就任いただきました委員の皆様を名簿順に紹介させていただきます。

初めに学識経験を有するかたとして5名の方をご紹介します。

小川又司 様でございます。

(よろしく願いいたします。)

宮内 保 様でございます。

(よろしく願いいたします。)

小島 卓 様でございます。

(小嶋です。よろしくどうぞ)

今の3名の方は2期目になります。

伊知地 直 様でございます。

(伊知地です。よろしく願いいたします。)

名雪 博 様でございます。

(名雪です。よろしく願いいたします。)

伊知地様と名雪様につきましては今回初めて、1期目ということでよろしく願いいたします。

続きまして市議会議員の委員としまして、ご就任いただきました2名の方をご紹介します。

林 俊介 様でございます。

(よろしく願いいたします。)

平野 忠作 様でございます。

(平野です。どうぞよろしく願いいたします。)

続きまして、関係行政機関としてご就任いただきました2名の方をご紹介します。

千葉県海匠土木事務所 所長 宝地兼次 様でございます。

(よろしく願いいたします。)

千葉県海匠農業事務所 所長 木林浩司 様でございます。

(次長の相馬でございますが、本日所長所用があつて欠席、皆さんによろしくとのことでございます。)

最後に、公募の委員としてご就任いただきました方でございます。

飯嶋 直子様でございます。（よろしくお願いいいたします。）

（飯嶋です。どうぞよろしくお願いいいたします。）

以上でございます。

なお、皆様の任期につきましては、平成26年11月16日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいいたします。

つづきまして、当審議会の事務を所管しております都市整備課担当職員を紹介させていただきます。

都市整備課長の伊藤でございます

（伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。）

都市計画班の浪川でございます

（浪川です。よろしくお願いいいたします。）

同じく林でございます

（林です。よろしくお願いいいたします。）

同じく吉田でございます

（吉田です。よろしくお願いいいたします。）

大変恐縮でございますが、市長はこのあと会議がございますのでここで退席させていただきます。

（市長退席）

それではただいまから議事に入らせていただきます。

本日は市長から諮問された案件は特にございませんので、最初に会長の選出についてでございます。

お手元の審議会資料1ページでございます旭市都市計画審議会条例をご覧いただきたいと思っております。

旭市都市計画審議会条例第4条の規定でございます「審議会の会議は会長が招集し、議長となる」とありますが会長が選出されるまで、暫時事務局により進行させていただきます。

よろしくお願いいいたします。

議題1、会長の選出についてです。

会長の選出につきましては、条例第3条の規定に、「学識経験を有する者につき任命された委員のうちから、委員の選挙により定める」とございます。

選挙の方法につきましていかがいたしましょうか。

（小川委員挙手）

○小川委員

小嶋卓さんは過去行政経験の長い、素晴らしい知識の持ち主でありますので、私は小嶋卓さんを会長に就任したらいかがかというふうに思っております。

○岩井主幹

ただいま、小嶋委員を推薦という意見がございました。

そのほか特に意見はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

意見は内容ですので、それでは小嶋委員を会長に選出することにつきましてご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

それでは、皆様ご異議がないようですので小嶋委員に審議会会長をお願いいたしたいと思いますが、小嶋委員さんよろしいでしょうか。

(小嶋委員承諾)

よろしくお願いいたします。

それでは小嶋委員さん、中央のお席へお願いいたします。

(小嶋会長 中央の席へ移動)

それでは只今、会長に選出されました小嶋様より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○小嶋会長

どうも皆さん今日は御苦労さまでございます。

それでは一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

ただいま、委員さんがたのご推挙を賜り会長という席に着くことになりました。

私よりも見識のある方がいらっしゃる中での会長指名ということで大変重たく受け止めているところでございます。

さて、都市計画につきましては、先ほど市長のごあいさつの中でありましたけども、まちづくりをするうえで大変重要な施策であるというふうに思っております。

ご案内のように本市におきましては、現在後期基本計画ですね、それから今回災害がありまして、災害復興計画、この中においても本市全体の都市計画を見直すというようになっています。

私どもの任期中にどの程度進捗するかわかりませんが、いづれにしても安心して安全で、そして災害に強いまちづくりをすることが必要だと考えます。

各委員さんがたにおかれましても、今後のこの計画を踏まえた中で、意見をいただきまして、素晴らしい旭市の都市計画ができることをお願い申しあげまして甚だ簡単ですが就任のご挨拶とさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○岩井主幹

ありがとうございました。

それではこれ以降の議事につきまして、小島会長、進行の方よろしくお願いいたします。

○小嶋会長

それでは議事に入らせていただきます。

よろしくご協力のほどお願いします。

座ったままで失礼させていただきます。

その前に、会長職務代理者については会長の指名となっておりますので、私の方から指名させていただきます。

職務代理者に、伊知地委員さんを指名させていただきたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは伊知地委員さん、よろしくお願いいたします。

(伊知地委員了承)

それではあらためまして、本日の議題といたしまして、議題2「都市計画の概要について」につきまして事務局のほうから説明をお願いいたします。

(林副主査 挙手)

○林副主査

私、都市整備課、都市計画班の林と申します。

よろしくお願いします。

座って失礼させていただきます。

私からは資料1の2ページから「都市計画について」副題にですね「都市計画の基礎知識」とありますがそちらの説明と、あと14ページからの「旭市都市計画審議会」についてと、17ページ「現在の旭市の都市計画」という部分について、簡単ではございますが概要を説明したいと思います。

聞きにくい部分も多いかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず「都市計画について」です。

こちらの資料の3ページをご覧ください。

都市計画とは、となっております。

都市計画とはひとことで言うとまちづくりの計画を決めるものです。

豊かな自然を生かしたまち、観光資源を生かしたまち、などいろいろなまちが想像できるかと思います。

そのまちの将来像を具体的に計画し、実現するためのツールが「都市計画」というものになります。

行政と住民が、お互いにその計画に沿って、まちづくりを進めていくことになります。まず、都市計画を定める場合は、その計画を定める範囲を決めなければなりません。その範囲のことを都市計画区域と言います。

旭市では、旧旭市の行政区域全域を、都市計画区域として決定しております。

では、簡単ではございますが、説明していきたいと思います。

都市計画には、計画を実現するための3つの柱がございます。

まず一つ目ですが、土地利用計画というものをご説明いたします。

次の4ページをご覧ください。

資料の中で、左側の博士らしき方がコメントをしておりますが、このイラストでは、「都市計画がない」まちをモデルとしております。

都市計画がなく建築に関するルールがない場合ですと、農地と都市の混在だけでなく住宅や商業施設、工場などが混在するといった問題があることを描いております。

また、右下の女の子がコメントしておりますが、建物が分散しておりますと道路や公園、ほかには水道や下水道といったインフラの整備に大幅なコストが生じると述べております。

それに対して5ページのイラストですが、都市計画を定めた場合のまちがモデルとなっております。

都市計画といったルールをつくることによって、4ページのイラストで掲げた農地と都市の混在、住宅や商業施設、工場の混在の問題を防ぐほか、まちをコンパクトにまとめることによって、低コストのメリハリあるまちを、つくりあげることができます。

次の6ページをご覧ください。

こちらでは土地利用計画のうちですね、用途地域の事について記載しております。

用途地域とは先ほど述べました、建物用途の混在を防ぐためそのエリアに建てられる建物のルールを定めたものになります。

イラストの左側では、用途地域が定められていないまちをモデルとしております。

住宅やビル、工場も混在したまちで、住みづらそうと男の子がコメントしております。

対しまして、右側のイラストでは用途地域、すなわち建物を建てるルールが定められたまちがモデルで、住宅や工場などといった建築物がすみわけされているだけでなく、建物の大きさや高さまできれいにそろっていることがわかります。

次の7ページですが、その用途地域の種類を記載しております。

都市計画で定められる用途地域は全部で12種類ございますが、大きく分けるとそのイラストの中に番号をふってございますが1から7が、主に住宅を建てることを目的としたもので、8と9、こちらは商業施設を建てることを目的としております。

10から12は工場を目的としたもの、こちらの3つに大きく分けることができると思っています。

このうち旭市では、6種類の用途地域を指定しております。

ここまでが土地利用計画についての説明となります。

次の8ページをご覧ください。

こちらは都市計画の3つの柱のうち2つ目の柱、道路や公園、下水道などといった、まちの骨格となる公共施設の計画について述べております。

私たち人間が、快適な生活をおくるためにみなさんが共同で利用する道路や公園、下水道を計画することが必要で、その施設をつくる際には、街並みや人、車の動向、その計画に沿って整備をしていくことが必要となります。

このような公共施設の内、特に必要と判断されるものを都市計画で定めることができ、それを、都市計画施設と呼んでおります。

次ページでは、9 ページですけども、道路や駅前広場、公園・駐車場などが都市施設として、描かれておりますが、そのなかでもイラスト中央に、道路、カッコ「計画」と記されているものがありますが、こちらが都市計画決定されている道路となります。

ここまでが都市施設についての説明となります。

最後に3つ目の柱ですけども、こちらは特に資料は用意しておりませんが、市街地開発事業というもので、簡単に説明しますと、ある一定のエリアを総合的に整備してまちを造ってしまうというこのものであります。

それは、新しいまちだったり、古いまちを再生してみたりといったものがありまして、よく「土地区画整理事業」ですとか「市街地再開発事業」といったものを聞いたことがあるかと思えます。

例をとりますと、千葉市緑区にあります土気駅前の「あすみが丘」ですとか、印西市や白井市にあります「千葉ニュータウン」ああいうところが千葉県で言うと市街地開発事業の代表的なところとなります。

これら、3つの柱が、都市計画を実現するための、大きな骨格となっております。

次に10 ページをご覧ください。

こちらでは、都市計画の手続きについてご説明いたします。

都市計画は都市計画法に基づく手続きを経て効力が発生しますが、その決定までの経緯をご説明いたします。

11 ページのイラストに沿ってご説明していきたいと思えます。

まず一番左側なんですけども、一番最初は都市計画の原案を作成いたします。

その原案に対して、一番左側のイラストですが、「公聴会」というものを開催しまして、住民の皆様が都市計画の原案についてですね意見を述べる機会を設けます。

次に、となりのイラストなんですけども都市計画案の案を公告・縦覧いたしまして、住民の方は、その都市計画案について意見を述べることができます。

意見書というものを提出することができます。

公告・縦覧された都市計画案は、住民から提出されました意見書を添えて、都市計画審議会に提出されまして調査・ご審議いただきます。

こちらの都市計画審議会です市長から諮問いたします。

その後に必要な手続きを経まして、都市計画決定となります。

最後に、都市計画マスタープランについて、ご説明いたします。

12 ページをご覧ください。

今回資料の中で、マスタープランをお配りしております。

都市計画マスタープランとは、まちの将来像をまとめたものです。

説明が前後してしまいますが、今までに述べてきた都市計画、すなわち用途地域や都市施設はこのマスタープランに基づいて、計画されることとなります。

当然ながら、このマスタープランは市の総合計画に即したものでなければなりません。以上、簡単ではございますが、「都市計画について」の説明を終わります。

続きまして 14 ページからですが、旭市都市計画審議会についてご説明いたします。

まず、都市計画審議会とは都市計画法により、都道府県知事及び市町村長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議する附属機関でございます。

旭市の審議会は旭市都市計画審議となっております、千葉県には同様に千葉県都市計画審議会がございます。

都市計画を決定する場合には、審議会で調査審議のうえ議決されなければなりません。

旭市の審議会と千葉県の審議会の役割の違いは、決定する都市計画の内容によって変わります。

都市計画区域などは千葉県が都市計画を決定いたしますものは、千葉県都市計画審議会にて調査審議いたします。

15 ページのフローが千葉県の定める都市計画決定のフローでございます。

左上の赤い枠の中に「市町村の意見を聴取」とありますけれども、千葉県が都市計画決定をするうえで、市町村に意見を聴く意見聴取がございます。

その意見を、市町村が都道府県へ提出するにあたり市町村の都市計画審議会に諮る場合がございます。

対しまして旭市の都市計画審議会ですが、次のページ 16 ページになります。

用途地域や、国道・県道以外の道路、公園などは、旭市が都市計画を決定いたしますので、旭市都市計画審議会が調査審議いたします。

真ん中の赤い枠が旭市の都市計画審議会になりますけれども、都市計画案を調査審議いたします。

旭市が決定する都市計画について、以前は千葉県と協議し同意を得ることになっておりましたが、近年の地方分権に係る都市計画法の改正によりまして、都道府県の関与が縮小となりました。

フローの真ん中の上の部分なんですけれども、以前は都道府県の同意となっておりましたが、現在はその同意が廃止され協議のみとなりました。

また、権限委譲によりまして市の決定する項目が拡大されました。

それまでは一定規模以上の道路や公園は千葉県の決定となっておりましたが、現在ではそのほとんどが市の決定となっております。

以上、簡単ではございますけれども、都市計画審議会についての説明を終わります。

続きまして、旭市の都市計画についてご説明いたします。

資料の 17 ページからとなっております。

先ほども述べましたが、旭市の都市計画は旧旭市の行政区域全域を都市計画区域として定めておりまして、用途地域や道路、公園などの施設を都市計画決定してございます。

このなかで、平成 17 年 7 月に市町村合併が行われ、今後は新旭市全体の都市計画の見直しをおこないまして新たなまちづくりを進めていくことが必要かと考えておりま

す。

まずは用途地域についてご説明いたします。

資料の 20 ページになるんですけども、A3 の大きさではございますけども都市計画図をご用意してございます。

こちらの地図に赤や黄色、青色に着色されている部分がありますけども、こちらが用途地域でございます。

旭市では 6 種類の用途地域を定めております。

右下に凡例を記載してございます。

主に、JR 旭駅と JR 干潟駅を中心に商業系用途、その外側に住居系用途、そしてあさひ鎌数工業団地を中心としまして、工業系の用途地域を定めております。

このなかでは先ほども述べましたとおり、建築物を建築する場合のルールが定められております。

次に都市施設についてご説明いたします。

18 ページですね。

18 ページの上段に、旭市においては都市計画道路 13 路線、約 24,410m について都市計画決定してございます。

道路に関しましては、事業中の路線が現在 2 路線ございます。

都市計画図もう一度お開きいただきたいと思っております。

赤い色の細い 2 重線が都市計画道路として表示しております。

まず JR 旭駅前の旭市駅前線ですが、こちらは旭駅を起点といたしまして、駅前広場を含めて南側へ向かって八銚線の交差点までが事業区間として事業化しております。

こちらは県道ですので千葉県が施行しております。

平成 26 年度までを事業期間として施行しております。

もう 1 路線なんですけどももう 1 路線は鎌数工業団地の南側、国道沿いにイタコ自販という自動車販売店がございまして、このイタコ自販の東側、国道の交差点を起点といたしまして南側へ市役所通りまでの区間を現在事業化して施行しております。

JR の線路を、立体交差で跨ぐ計画でございます。

こちらは旭市が事業を施行しております。

旭市の都市整備課で工事を発注しております。

平成 25 年度までを事業期間として施行しております。

また、公園については 11 箇所、約 38ha について計画決定しております。

都市計画図のなかでは、濃い緑色にべた塗された部分が公園として表示してあります。

その他の都市計画施設といたしまして、下水道ですとか火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場、そしてと畜場などが計画決定されております。

地図の中ほど紫色に塗られた中に、黒い線で囲まれているものがございますが、ちょうど新川の右側なんですけどもこちらが火葬場や衛生組合、ごみ焼却場といったものです。

あさひ鎌数工業団地の中にと畜場も決定してございます。

以上、簡単ではございますけども、旭市の都市計画の概要について説明いたしました。

○小嶋会長

それではあの、事務局の方説明が終わりましたので、質問やご意見等ある方は発言をお願いしたいと思います。

ございませんでしょうか。

無いようですので、それでは議題3の方へ進んでよろしいでしょうか。

議題3、その他ですが初めに事務局の方で何かございますか。

(伊藤都市整備課長挙手)

はいどうぞ

○伊藤都市整備課長

私の方からは都市計画についての今後の展望といたしますか、今後の進め方につきまして若干触れさせていただきたいと思います。

資料の方に19ページに都市計画区域に関する計画の位置づけというのがございます。

ここでは4つの計画が、これは市の計画でありまして、合併した時に作りました新市建設計画、それから合併後に作りました総合計画ですね。

それから復興計画、都市マスタープラン、この4つの計画があるわけでありまして、この中にアンダーラインで引いてございますように基本的には新市のまちづくりにおいて市内全域を視野に入れた都市計画区域の見直しというものをここに位置付けております。

ただ本来ですと24年度というものは地域に入りまして、住民説明会等を行っていく段階と私も予定していただいておりますけれども、昨年の震災によりまして、甚大な被害を受けたという中で、当面は先送りということで私どもで判断をいたしまして、現状に至っている、こういった状況をご理解いただきたいと思います。

復興元年と市長から申し上げておりますように、平成24年、平成25年と復興というものを目途にいたします中で、やはり都市計画というものもあらためてその中に繰り入れた新しいまちづくりが必要ではないかこのように思います。

なぜかと申しますとやはり、先ほど林の方から説明しましたように都市計画区域が無いと、住工混在であったりとか、あるいは、変な話ですけども旧3町の都市計画区域のない場所につきましては道路が無くても、水道が無くても、排水が無くても基本的には家が建ってしまうということは現実的にあります。

ただ、その場合に無秩序に家が建ってしまった場合にその方の自己責任だという方もいらっしゃるんですけども、最終的にそれが5年10年15年と住んでいく中で、必ずインフラというものが市当局に求められてきます。

そこに水道を引く、道路を造る、排水を造る、こういったものがやはり将来的に大きな財政負担になるということがあります。

水道を100メートルひくだけでも大変なお金がかかる、まあそんなことも含めてですね。

それからもう一つはやはりしっかりした道路に接続するという建築基準法の適用が

受けられておりません。

つまり先ほど申しましたようにどこでも家が建つ、道路が無いということになれば救急車も入れなければ消防車も入れない、そういった状況の中で、合併して8年目の同じ旭市の中で、同じ住民なわけですから同じ法体系の中で、今後のまちづくりの中で、皆さんと共存していくというのが非常に大事だろうと、同じ法律の中でまちづくりを進めていく、居住環境を進めていく。

これが非常に大事だとこのように思っておりますので、私としては、復興元年というものは当然ありますけども、25年度あたりからそろそろ地域に入ってですね都市計画についても住民の皆様と話し合いをしていく必要があるだろうと思っております。

ですから当面は都市計画に関する、都市計画審議会に付議する案件というのは即座には発生してまいりませんけども、住民説明に入る段階ではまたこの都市計画審議会の中でご説明をしながら、そういった形の中で地域に入っていければなあと、こんな風に私の中では考えているところでございます。

それからもう一点なんですけども、先ほど都市計画図というものの、A3の表がございません。

こちらをちょっとご覧いただきたいのですが、ここには用途地位等、先ほど説明がありました、私申し上げたいのは都市施設というものでございます。

一つは都市計画道路の一覧表でございます。

それからその次に都市計画公園の一覧表がでございます。

これは市長の方針でもあるわけですが、私の方としては一定の都市計画事業については、25年度をもって一定の区切りがつくだろうというふうに思っております。

今後の大規模な都市計画事業というものは、一旦はここで休止をすべきだろうというふうに考えております。

そういった中でもう何十年も都市計画道路として、あるいは都市計画公園として指定をしてきておりますので、そこに家を建てる方については都市計画法で言う53条の許可であるとか60条の許可であるとか、そういったものを住民の皆さんにご負担をいただいできました。

例えば市街地が相当密集している大正道路であるとか、駅前線の延長であるとか瀬道台山線であるとか、ここにありますが、そういった路線についてはやはり事業計画を持った段階では数十億円という単位の経費が必要になります。

また住民のあらゆる住宅を撤去しなければならないなどいろいろな複雑な事情がありますので、一旦はここらへんで都市計画道路網の見直しをしたいというのも一つあります。

それにはやはり国県道を核とした、また近い将来の銚子連絡道を見据えた中での道路ネットワークというものを改めて作り変えなければいけない。

これが無ければ千葉県は許可は受けられないと私は思っておりますので、これは非常に難しい案件です。

これまで何十年も規制をしてきたものを簡単に外すというのもこれも非常に難しいので、これから慎重にかつ積極的にですね、都市計画道路網の見直しをしていきたいと思っております。

それからもう一つは都市計画公園があります。

ここでもかなり大規模な公園、袋公園であったり文化の杜であったりスポーツの森公園、これまでにたくさん公園を造ってきました。

これも一旦は都市公園というものの区切りをつけたいと、で都市公園法には住民一人当たり10平方メートルという一つの目安がございます。

旭市も文化の杜公園を含めてですね、かなり公園を整備してまいりまして、現在では約9.2平方メートル位になっています。

そのほかに都市計画公園として指定していない公園がいくつもあります。

そういったものを組み合わせますとほぼ10平方メートルに近づいているのではないだろうか、こんなふうに思います。

そうしますと右側の表にありますような小さな公園がいくつもあるんですね、都市計画決定してある。

こういったものについてもやはり見直して、例えば削除していくというような状況も必要ではないのかなと。

このへんにつきましても25年度を目途にですね、検討を重ねてまいりまして、また審議会の方にご意見を伺っていきたくとこのように私ども思っております。

いずれにしましても都市計画審議会という役割の中で、先ほど市長からもあるいは担当からも話がありましたように、これからのまちづくりの中において住民説明に入る前には必ずこちらの都市計画審議会の方にご相談をさせていただきまして、ご意見をいただく中で進めてまいりたいと、最終的にはまた議会の方にもご説明しなければなりませんので今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○小嶋会長

ただいま伊藤課長の方から土地利用、いわゆる総合計画に載っている都市計画的な土地利用についてのスケジュール、若干先送りという話、それから都市施設ですね、都計道の25年で、今の事業、市施行の事業ですかね、それが終わるということで見直しをしたい。

それから都市公園も一定の一人当たりの面積10平方メートルにほぼ近づいているということでこれも見直したいということ。

これについて、何かご意見やらご質問ありましたらお願いしたいと思っております。

ございませんか

それでは特に無いようですので、これで本日の議事はすべて終了しましたので、これもちまして旭市都市計画審議会を閉会したいと思います。

ご苦労様でした。

(閉会 午前10時40分)